

## 再生可能エネルギー発電設備設置事業の届出について

平成29年10月1日から「鹿沼市自然環境等と再生可能エネルギー発電設備の設置事業との調和に関する条例」が施行され、事業区域の面積が1,000平方メートル以上の再生可能エネルギー発電設備の設置事業（以下「設置事業」という。）を行う場合には、次のとおり着手日の30日前までに市長に届出をしてください。

また、また必要に応じて事業区域に関する関係法令との調整を行ってください。

### 1 届出の対象事業

- 鹿沼市内で行われる事業区域が1,000平方メートル以上の設置事業
- 平成30年4月1日以降については、保全地区以外の場所で行われる事業区域が1,000平方メートル以上の設置事業となります。

※保全地区

- (1)土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
- (2)河川区域、河川保全区域
- (3)宅地造成工事規制区域
- (4)砂防指定地
- (5)鳥獣保護区
- (6)史跡等（文化財保護法、県文化財保護条例、市文化財保護条例で指定する区域）
- (7)県立自然公園
- (8)県自然環境保全地域、県緑地環境保全地域

※家屋や構築物等の内部又は屋根部分等にのみ再生可能エネルギー発電設備を設置する設置事業は除きます。

### 2 設置事業の周知

- 設置事業着手前に近隣住民及び近隣自治会に対して設置事業の周知をし、理解を得るよう努めてください。

### 3 設置事業の届出

- 「保全地区外における設置事業届（様式第22号）」に次の書類を添付して提出してください。
  - (1) 事業区域の位置図
  - (2) 事業区域の範囲を示した図面
  - (3) 事業区域及び近隣区域（以下この条において「事業区域等」という。）に含まれる土地に係る登記事項証明書

- (4) 事業区域等に含まれる土地を所有する者の一覧表
- (5) 事業区域の利用計画に係る平面図
- (6) 事業区域に含まれる土地の求積図
- (7) 再生可能エネルギー発電設備の構造図（着色したものに限る。）
- (8) その他市長が必要と認める図面等（指示が無い場合は不要です。）

○提出部数：1部

○提出先：環境部環境課環境保全係（Tel0289-65-1064）

#### 4 設置事業の変更届出

○届出をした後に内容に変更が生じた場合には「届出事業変更届（様式第23号）」に変更の内容が分かる図面等を添付し提出してください。

#### 5 届出事業の公表

○設置事業の届出について、次の内容を市広報紙及びホームページに公表します。

- (1) 届出事業に係る事業区域の代表地番及び面積
- (2) 届出事業に係る再生可能エネルギー発電設備の種類及び発電規模
- (3) 届出事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）並びに連絡先窓口
- (4) その他届出事業について市民に周知する必要があると市長が認める事項

お問い合わせ先

鹿沼市環境部環境課環境保全係

TEL 0289-65-1064